



つばさ子どもクラブ

2023 年度利用案内

特定非営利活動法人 きずなの会

<https://www.npokizuna.org>

1.サービス内容

(1) 開所日と開所時間

開 所 日	:	平日（月曜～金曜日）、土曜日（利用者がいない場合は閉所）
閉 所 日	:	日曜、祝日、年末年始（12月29日～翌年の1月3日）
基本保育時間	:	8：30 ～ 18：30
開 所 時 間	:	小学校の授業がある日 放課後 ～ 21：00まで
	:	小学校の授業の休業日 7：00 ～ 21：00まで
土曜日	:	8：30 ～ 19：00まで

（感染症の拡大状況などにより、変更する場合があります。）

(2) 利用対象児童

対象：小学校1年生～6年生 定員76名
(横浜市内に在住する児童)

(3) 職員

常勤職員	4名
(放課後児童支援員・社会福祉主事・保育士免許・中高教員免許・栄養士など)	
非常勤職員	随時 (元小学校教諭・放課後児童支援員など)
事務員	1名

(4) ご利用方法

ご入会后、スタンダードコースまたはスポットコースを選択していただきます。

<スタンダードコース>

週の利用日数をあらかじめ決めてご利用頂く、定額のコースです。

<スポットコース>

週の利用日数を定めず、利用された日数分の料金が発生するコースです。

コース名 / 内容		スタンダードコース	スポットコース
		週の利用日数固定 実際の利用の有無を問わず基本利用料は定額	利用した日数分のみの利用料
開所日		開所日：平日（月曜～金曜日）、土曜日 閉所日：日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）	
基本時間	通常	放課後－18：30	左記以外の時間帯は 延長料金の対象となります。
	休校日	8：30－18：30	
オプション	食事	昼食・夕食・軽食（事前申し込み制）	
	延長利用	朝：7：00－8：30	夜：18：30－21：00
	再延長	21：00以降 ※基本的に保育はありません。	

※「通常」とは、小学校への登校がある日となります。

※「休校日」は、各公立小学校の定めた長期休暇期間・代休日・その他の事情で休校となる日をさします。

※「休校日」の基準となる長期休暇期間は、横浜市の公立小学校（国立は除く）の最も早い終業式から、最も遅い小学校の始業式までとします。

※給食が無い授業日は、下校時刻から基本時間となります。（公立校に限る）

※食事は事前申し込みが必要です。

※スポットコースは、全体の利用人数が定員を上回る場合や職員体制、活動内容などによって承れない場合があります。

2.料金のご案内

(1) 各コース共通料金

- 入会金 30,000 円

(2) コース別料金 スタンダードコース

毎週月曜日から金曜のうち、最大週 5 日まで使えるコースと、週 2 日まで使えるコースをお選びください。

週 2 コースでは「利用曜日」を登録していただきますが、実際の利用は別の曜日でも、平日週 2 回の範囲なら追加料金の対象にはなりません。週に 3 回以上利用があった場合に追加料金が発生します。

※登録曜日と異なる曜日で利用する週については事前にお知らせ頂けると助かります。

※欠席された分、祝日に重なった分を別の週に振り返ることはできません。

※土曜日は別途、追加利用にてお受けしております。土曜日のみの利用はスポットコースとなります。

※桜岡・下永谷小学校の年間予定に定められた代休日は、朝 8 時 30 分より基本時間となります。

※1・3・4・7・8・12月は、横浜市の公立小学校（国立は除く）の長期休暇に準じて、休暇日に限り朝 8 時 30 分より基本時間となります。休暇日以外は放課後より基本時間となります。その他午前中よりご利用の場合は、追加料金が必要となります。詳細はご相談ください。

スタンダードコース 料金表（料金は全て税込）

基本時間		週 5 日（月～金）	週 2 日（月～金より 2 回まで）
2・5・6・9・10・11 月	12：30～18：30	24,000 円	15,000 円
1・3・4・7・12 月	12：30～18：30	28,000 円	18,000 円
8 月	8：30～18：30	32,000 円	21,000 円
平日追加利用	利用日の基本時間と共通		3,000 円／1 日 ※ 1
土曜日追加利用	8：30～18：30		3,000 円／1 日
延長（30 分毎）	基本保育時間超過時	400 円/30 分毎	
再延長（30 分毎）	21：00 以降	1,500 円/30 分毎	
食事	オプションサービスを参照		

・ひとり親世帯、市県民税非課税世帯は基本保育料から半額、きょうだいが在籍している場合は、基本保育料から 1 人目は減免なし、2 人目のお子様は 5,000 円の減免・3 人目半額・4 人目以降 9 割減免となります（延長料は対象外・食事代等は実費を徴収）（重複する場合は一方のみの減免適用）**横浜市就学援助と重複する場合は一方のみの減免適用となります。**

・生活保護世帯は、基本保育料から 9 割減免（延長料は対象外・食事代等は実費を徴収）となります。

※1 平日追加利用の上限額を設定します。週 2 コース+平日追加利用をした結果、その月の週 5 コースの利用料を越えた場合、週 5 コースの利用料を請求の上限とします。（延長料、オプションなどは除く）

（例 7月週 2 コース 平日追加 5 回の場合、18000 円+（3000 円×5 回）=33,000 円が本来の金額ですが、週 5 コース利用料を超えるため、週 5 料金の 28,000 円を基本利用料とします。）【2023 年 4 月改訂】

(3) コース別料金 スポットコース

あらかじめ曜日を定めず、ご利用者様のご都合に合わせてお預かりするコースです。

基本時間		料金
一日追加利用	スタンダードと共通	4,000 円（平日・土曜共通）※ 2
延長料金	5 0 0 円 / 3 0 分 （2 1 : 0 0 以降は再延長 2,000 円 / 30 分毎）	
昼食・夕食・軽食	オプションサービスを参照	

・ひとり親世帯、市県民税非課税世帯は基本保育料から半額、生活保護世帯は、基本保育料から 9 割減免となります。（延長料は対象外・食事代等は実費を徴収）（重複する場合は一方のみの減免適用）

・締め切り以降のお申込み・1 日のご利用人数が定員を上回る場合は、お預かりできない場合があります。

※ 2 夏休みなど平日（土曜日を含まない）のスポット利用が複数続いた場合、週 2 コースまたは週 5 コース利用時と比較し、金額が低いほうの料金で請求します。【2023 年 4 月改訂】

(4) コース共通 オプションサービス・注意点

	料金	サービス内容
昼食	3 5 0 円 / 1 食	長期休暇・代休の際は締め切り日を設け、申し込みをお受けします。 提供時間は 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 の予定です。 キャンセルは当日 8 時まで承ります。
夕食	3 5 0 円 / 1 食	完全申込制：ご利用の 1 週間前の水曜日までに所定の用紙に記入の上お申し込みください。 主に 1 9 : 0 0 以降のお迎えの方で夕食が必要な方にご提供致します。 提供時間は 1 8 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0 です。 キャンセルは当日 1 2 時（平常時）※代休・午前利用時は 8 時まで承ります。
軽食	1 5 0 円 / 1 食	当日 1 2 時までにお申し込みください。主に 1 9 : 0 0 以降のお迎えの方で必要な方にご提供致します。提供時間は 1 8 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0 の予定です。メニューはおにぎり、パンなど、その日の用意により異なります。（指定はできません。） キャンセルは当日 1 2 時まで承ります。
持ち帰り おにぎり	1 個 100 円 2 個 200 円	当日 1 2 時までにお申し込みください。16 時以降習い事などで外出し、クラブに戻らない児童に向けて、出先で食べるために提供しているものです。6 ~ 9 月、ならびに気温などの影響で食中毒のリスクが高い日はお断りさせていただいております。 （16 時 ~ 17 時でしたらクラブ内で提供が可能です。）
その他	下着 350 円 使い捨てパンツ 30 円 マスク 30 円	汚した際、予備の用意がない方はクラブのものを左記金額にて買い取りとなります。

※キャンセルがない場合は当日欠席の場合も料金が発生します。

※利用日に料金が発生するプログラム（遠足・工作教室）などが開催された場合、別途参加費などを請求いたします。

※物価高など、やむを得ない理由により利用料・オプションの料金に変更が発生する可能性があります。

(5) お支払方法

口座振替にてお支払いいただきます。27 日毎月末締にての請求となります。

翌月上旬に請求書をお渡しいたしますのでご確認ください。

※入会金は、ご利用開始前、指定の期日までに振り込みにてお支払いいただきます。手数料はご負担下さい。

3.ご利用にあたって

スタンダードコース

ご利用にあたって、ご利用日数/週を登録して頂きます。一旦登録した内容を変更する場合は、ホームページ内「保護者専用ページ」の変更届よりお知らせください。
利用日数を下回るご利用の場合でも、返金や翌週以降への振替は出来ません。

スポットコース

ご利用にあたって、その都度ご利用日をお知らせください。
定員を超える利用希望があった場合、スタンダード会員の利用が優先されます。
利用人数が定員に達した日は、ご利用の希望に添えない場合もございますのでご了承ください。
スポットコースは 2 週間前、または長期休みの事前申し込み期間までにお申込みください。
利用の可否は利用日の 1 週間前まで決定します。
※スポットコースは、全体の利用人数が定員を上回る場合や職員体制、活動内容などによって承れない場合があります。

スタンダード・スポットコース会員共通

お迎え時間が規定の時間を過ぎますと、延長料金が発生致します。お迎え予定の変更があった場合は、必ずご連絡ください。事前にご申告のご利用内容から変更がある場合は、原則として当日の 12 時（昼食提供時は 8 時）までにご連絡ください。
ご連絡がないままのキャンセルは、ご利用があったものとみなされ請求の対象となります。
天候等による突然の休校等により、基本時間外のお預かりを希望される場合は、ご相談くだ

さい。可能な限り対応致します。

コース変更および利用日数の変更は、**前月 20 日までに**

HP 内「保護者専用ページ」の変更届を印刷してご提出ください。

https://www.npokizuna.org/gakudou/gakudou_hogosya/

週 2 ↔ 週 5 コースの変更

変更月が週の間にあった場合は、それぞれの月のコース内容を適応し請求します。

※例 1 月まで週 2 コース、2 月から週 5 コース（1 月末日が水曜日）の場合

(月)～(水)で 3 回以上利用があった場合、週 2 コースでの追加利用に該当するため 1 月の料金に加算が入ります。2 月の料金は、(月)～(金)で何日使っていても変わりません。）

※例 3 月まで週 5 コース、4 月から週 2 コース（3 月末日が月曜日）の場合

(月)の利用の有無は 3・4 月の料金に影響ありません。(火)～(金)で 3 回以上利用があった場合、週 2 コースでの追加利用に該当するため 4 月の料金に加算が入ります。）

会員情報の変更

ご登録いただいた情報（住所、電話番号、メールアドレス、保護者の方の連絡先、お子様の健康状況など）に変更がある場合は、速やかにお申し出ください。

退会の手続き

退会日は月末となります。退会月の 20 日（休日、あるいはクラブの閉所日の場合は前開所日）までに HP 保護者ページから指定の用紙を印刷し、ご提出下さい。

個人情報の取り扱い

入会にあたりお預かりした個人情報は、事前に告知する目的にのみ利用いたします。また、保有期間を過ぎましたら破棄いたします。特に告知の無い個人情報につきましては、当クラブの判断により適切な利用・保有・破棄に努めさせていただきます。

4. 日常の注意点

(1) 欠席される場合

ご利用予定日に欠席される場合は事前にクラブまでご連絡ください。

(2) 当日のお子様の状態

お子様の当日の体調や健康状態に異変があると思われる場合は事前にご連絡ください。

(3) 利用中の体調不良やけが

活動中に発生した擦り傷や切り傷などの簡単な応急処置はクラブで行います。医療機関での診察が必要と思われる急病やけがの場合には、原則として保護者様にご連絡後、クラブの職員が付き添い医療機関まで速やかにお連れします。ただし緊急の場合、保護者様にご連絡前に、クラブ側の判断で医療機関にお連れする場合がありますのでご了承ください。診療にかかる費用は保護者様のご負担となります。(クラブに過失があった場合を除く) 利用中の発熱・嘔吐・下痢等でお子様の体調が優れない場合には、お迎えをお願いすることがあります。

(4) 保険

お子様が施設内もしくは施設外での活動中、万一事故に遭われた場合に備えて、傷害保険に加入しております。(保険会社：東京海上日動火災保険株式会社)

お子様 1 名あたりの保険金額

死亡・後遺障害保険金額	1,135 千円
入院保険金日額	1,500 円
通院保険金額	1,000 円

<保険請求手続き>

診療にかかる費用は保護者様にご負担いただきます。その後、クラブが加入している保険が適用される場合は、請求書のお手続きをしていただきます。

<クラブが利用する医療機関> ※状況によって上記以外の医療機関を利用する場合もございます。

医療	医療機関名	電話番号
内科・整形外科	やはぎクリニック	045-840-6202
接骨院	小椋接骨院	045-367-9036
脳神経外科・外科	秋山脳神経外科内科病院	045-842-1838
眼科	さくら眼科	045-847-0041
耳鼻咽喉科	堀越医院	045-845-3341
歯科	渡辺歯科	045-842-0233
総合病院	南部病院	045-832-1111

(5) 薬の服用

薬の服用の必要がある場合には事前にご相談ください。また、医療機関での確認もお願い致します。

(6) 登所・降所

原則保護者様の責任の下、クラブの登降所にご理解・ご協力頂いております。

1・2年生のお子様は、学校ごとに、集団での登所、3年生以上は個人での登所とさせて頂いておりますが、お子様方の登所状況により、その限りではありませんのでご了承下さい。

お子様の安全上、原則として18時（4～9月）・17時30分（10～3月）を過ぎてからのお子様のおひとりでの帰宅はご遠慮いただいております。保護者様のお迎えをお願い致します。

(7) 習い事

習い事への中抜けは保護者様の責任の下、ご判断いただいておりますのでよろしくお願い致します。

5. 病気等の対応

病気の種類	潜伏期間	登校の目安	保護者様にお願い
季節性インフルエンザ	1～2日	解熱後2日 発症後5日後	※お子様が疾患の場合 登校の目安を過ぎるまでは、クラブのご利用はお控えください。 ※所属クラスが『学級閉鎖』の場合 お子様の全身状態が良い場合でも、クラブのご利用はお控えください。 ※ご家族が疾患の場合：お子様が予防接種を受けていない場合、クラブのご利用はお控えください。
麻疹（はしか）	10～12日	解熱後3日	登校の目安を過ぎるまでは、クラブのご利用はお控えください。
流行性耳下炎 （おたふく風邪）	14～24日	耳下炎の腫脹が消失	登校の目安を過ぎるまでは、クラブのご利用はお控えください。
流行性嘔吐下痢症 （ノロ・ロタウイルス含む）	1～3日	下痢・嘔吐症状が回復し、全身状態が良い	登校の目安を過ぎるまでは、クラブのご利用はお控えください。※ご家族が疾患の場合：蔓延防止のためクラブのご利用はお控えください。
咽頭結膜炎 （プール熱）	5～6日	症状が消失した2日後	登校の目安を過ぎるまでは、クラブのご利用はお控えください。
溶連菌感染症	2～4日	抗生剤治療後24時間後、全身状態が良い	登校の目安を過ぎるまでは、クラブのご利用はお控えください。
風疹	14～21日	紅斑性の発疹が消滅するまで。（色素沈着する場合がありますが、その場合は大丈夫です）	登校の目安を過ぎるまでは、クラブのご利用はお控えください。
水ぼうそう	11～20日	全ての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで	登校の目安を過ぎるまでは、クラブのご利用はお控えください。

※医師の診断書等で「登校可能」が証明されるものがあればこの限りではありません。クラブの所定の用紙に利用許可証

※法定伝染病（旧伝染病予防法によって指定された、コレラ、赤痢：疫痢を含む、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、日本脳炎の11種の感染症をいう。）に関しましては、学校に提出された「治癒証明書」のコピーをお持ちください。

※出来る限り、予防接種を行っていただくようお願い致します。

出席停止処置は必要ないと考えられる伝染病の例

疾患名	感染経路	潜伏期間	クラブから保護者様へお願い	入室許可
アタマジラミ	接触感染。集団の場でのタオルの共有等	気づくまでに1ヵ月程度	早期発見・早期治療が必要なため、早急に受診してください。クラブでは、ものの共有を避けるように声かけを行います。	○
伝染性膿痂疹 (とびひ)	接触感染。夏季に多い。 痂皮に感染性が残っている。	2～10日	皮膚の清潔を保つことが大切で、感染力も非常に強いので、クラブ利用の際は予め、 <u>患部をガーゼで完全に被覆して下さい。</u> クラブでは、炎症症状の強いもの、広範囲なものについては直接接触を避けるように声かけを行います。	○

追記：新型コロナウイルス感染症について

状況により、自宅待機期間などが変動するため、随時医師・学校・クラブへご確認ください。

6. 災害時・緊急時の対応

どのような緊急時におきましても、クラブではお預かりしているお子様の安全を最優先に対応致します。

(1) 交通機関がストップしてお迎えにこられない場合

お預かりしているお子様は、保護者様がお迎えに到着するまで必ずお預かりいたしますが、お迎えの時間を大幅に遅れる場合、電話あるいはメールにてご連絡ください。

※ 21時を過ぎた場合は、再延長料金がかかります。

(2) 臨時休校の場合

急な臨時休校の午前対応について

休校の連絡が学校から保護者様に入りましたら、保護者様からクラブへ連絡をお願いいたします。朝7時の各小学校の休校が発表された際、クラブは朝8時より開所いたしますが、交通機関等の状況や職員の出勤状況によりお預かりできかねる場合もございます。ご利用前にクラブにご確認のうえ、お越しいただくようお願いいたします。

午後臨時休校の場合は、上記同様保護者様からの連絡に基づきお預かりいたします。学校へのお迎えが必要だと判断される場合、可能な限り対応致しますのでご連絡ください。

(3) 避難場所

非常災害時の横浜指定避難場所は以下になります。

- 一時避難場所 大久保公園 横浜市港南区大久保1丁目16-31
- 地域防災拠点 桜岡小学校 横浜市港南区大久保1丁目6-43
- 広域避難場所 久良岐公園 横浜市港南区上大岡東3丁目12-1

* 状況に応じ緊急避難場所を「つばさ子どもクラブ」または「上大岡つばさ保育園」とします。

(4) クラブで火災が発生した場合

すみやかに避難し、避難場所で保護者様のお迎えまで待機いたします。

保護者様には電話あるいはメールにてできる限り早い段階で状況をご連絡いたします。

(5) お預かり中に地震・風水害等が発生した場合

保護者様のお迎えまでお子様をお預かりいたします。

原則として室内待機いたしますが、必要に応じて避難場所への移動を行います。

保護者様は**伝言掲示板及び伝言ダイヤル（171）→08036939909**番再生でご確認ください。こちらの番号への録音、クラブへの個別連絡はご遠慮ください。

（６）利用中に大規模地震が発生した場合

大規模地震が発生した場合、保護者様のお迎えがあるまでお子様をお預かりいたします。

（７）登所前に大規模地震が発生した場合

学校への登校中	ご家庭にて保護者様とお子様で事前にご確認ください。
在校中	学校での指示に基づき行動してください。
下校中	学校への避難を行うか、クラブに登所するか、ご家庭で事前にご確認ください。

※警戒宣言発令による学校の臨時休校時、クラブは臨時休所いたします。

※大規模停電、計画運休、事故災害による運休時など、クラブでの保育が困難な場合、臨時休所・お預かりの制限をさせて頂く場合がございます。

※在校中の発令時、クラブは臨時休所する場合があります。

※登所後の発令時、保護者様のお迎えがあるまでお子様をお預かりいたします。

※警戒宣言解除後は、クラブにおける安全が確認された後のお預かりとなります。

お越しになる前にクラブに状況をご確認ください。

※災害による休所期間により、利用料に変更が発生する場合がございます。

※横浜市内で震度５強以上の地震が発生した場合、クラブは臨時休所となります。

災害はいつ、どのような状況で起こるものか予想がつきません。クラブでは、防災避難訓練を繰り返し、万が一に備え努力してまいります。ご家庭におきましても保護者様をはじめご家族の皆様で日頃から十分に話し合い、お迎えの方法や避難方法などのご検討をお願いいたします。

7. 児童の送り出しについてのガイドライン

(4～9 月は 18 時、10～3 月は 17 時半以降のお子様のおみの送り出しは出来かねます)

1	一人帰り・中抜けの時間に関して 児童より早く出たいと変更の要望があった場合	対応できかねます。 保護者の方への確認も原則おこないません。
2	一人帰り・中抜けの時間に関して児童より遅く出たいと変更の要望があった場合	対応できかねます。 保護者の方への確認も原則おこないません。 児童が出発しなかった際は項目 3 に準じて対応いたします。
3	一人帰り・中抜けの時間に児童が出発しなかった場合	予定の時間より 15 分以上すぎても児童が出発しなかった際は送り出しを中止し、保護者の方へ連絡させていただきます。連絡がつかない場合はクラブより送り出しはおこないません。クラブ待機とさせていただきます。
4	保護者の方から連絡がなく児童より一人帰りの訴えがあった場合	保護者の方へ連絡させていただきます。 連絡がつかない場合はクラブより送り出しはおこないません。お迎えをお願いします。
5	塾の中抜けの予定漏れなど 児童より訴えがあった場合	保護者の方へ連絡させていただきます。 連絡がつかない場合は、クラブより送り出しができない場合があります。
6	保護者からの連絡内容が「おやつの後」「下校後」など明確な時間指定がない場合	児童と相談の上時間を決定しますが 利用案内記載に準じて 18 時（4～9 月） 17 時半（10～3 月）の送り出しはおこないません。 また保護者の方は極力「～時までにはクラブを出る」など明確な時間設定を下さいますようお願い致します。

※項目 1・2 について

児童からの訴えが強く業務に支障が出ると判断した際は保護者連絡の上、対応を相談させていただく場合がございます。

※児童の退出時間について、直前のトイレなどにより 5 分前後のズレが生じることがございます。

※天候・周辺の治安状況により、保護者への連絡なく児童をクラブに留め置きする場合がございます。

8. 事前連絡からの変更についてのガイドライン

1	引き渡し不可となっている方のお迎え・変更連絡	一切お受けしません。クラブへの入室を許可しません。
2	連絡なく、お迎えに父母を除くキッズリー登録者以外の方が来た場合	確認のために元々のご予定の方、または保護者に連絡をさせていただきます。確認ができない場合、引渡しは出来ません。
3	連絡なく、お迎えに父母またはキッズリー登録者が来た場合	確認のために元々のご予定の方、または保護者に連絡をさせていただきますことがあります。（1）に該当しない場合、お引渡しします。
4	予定変更の電話連絡が登録なし番号から、または公衆電話・非通知などの番号確認が取れない番号からの場合	電話での変更は承れません。キッズリー、メールなどの別の手段でご連絡ください。
5	父母・元々のお迎え予定の方以外の電話連絡の場合	一人帰りの時間変更、お迎えの方の変更は承れません。
6	お迎えの予定連絡を頂いていない場合	（2）（3）に準じます。お子さんより一人帰りとの申告あった場合はそのようにいたします。

※ご家庭の事情により、父母含め引き渡し不可のご家族がいる場合は、必ずクラブまでご連絡くださいますようお願い申し上げます。

※（2）（3）について、確認がとれるまで、クラブからの退室をお願いする場合がございます。

※一人帰り可の時間外は、高校生以上の保護者の方がお迎えに来てください。

9. よくあるご質問

サービス内容について

Q.対象年齢は？

A.小学校 1 年生から 6 年生までです。

Q.利用定員は何名ですか？

A.76 名です。（児童 1 人につきおおむね 1.65 m²以上の面積を確保）

Q.職員一人に対して子どもは何名ですか？

A.最低常勤 2 名と、補助の職員が保育にあたります。また、その日の利用人数によって変動がありますが、職員一人に対して 10～13 人が目安となります。

Q.学校の授業が午前中に終わることがあります。その場合の昼食や預かり時間はどうなりますか？

A.午前中のお預かりについては、学校の予定を事前にご連絡いただきお申込み下さい。可能な限り対応致します。昼食につきましても事前にご連絡いただき、ご用意を承りますが、食事代 350 円が別途発生します。急な場合は、購入またはご家庭でご用意していただくことがありますのでご了承ください。

Q.夏休みは何時から預かってもらえますか？

A.横浜市の公立小学校の夏休み開始日から終了日まで、朝 7 時からのお預かりとなります。
（状況により 7 時以降開所となる日があります）

Q.1・3・4・7・12 月の預かり時間はどうなりますか？

A.横浜市の公立小学校の各長期休業開始日から終了日まで、朝 7 時からのお預かりとなります。
（状況により 7 時以降開所となる日があります）

Q.急に学校が休みになった場合、午前中も預かってもらえますか？

A.午前中のお預かりは、事前申し込み制とさせていただいております。突発的な理由により午前中のお預かりが必要になった場合等でも、状況に応じて可能な限り対応させていただきますので、その都度お問い合わせください。ただし、職員が不在の場合はお預かりできかねることもございますのでご了承ください。

Q. 開港記念日や自宅自習日等、学校休校日の対応はどうなっていますか？

A. 午前中からのお預かりは、基本的に事前申し込み制とさせていただきます。職員の配置等も必要になりますので、学校行事等の日程がわかりましたら早めにご相談ください。ご要望に対応できるよう出来る限り尽力いたします。

Q. 子どもがクラブに通うとき、心配なのでお迎えに行ってもらうことは可能ですか？

A. 原則、クラブでは送迎は行いません。保護者様の責任の下、学校からクラブまでの通学経路を事前に習熟することをお勧め致します。また、クラブに通う際、1・2年生は集団での登所となります。遠方の小学校の方は、公共のバス・電車の利用をすすめております。

(桜岡・下永谷の新1年生のみ、5月の連休までを目途に支援員が下校の見守りを行います。)

Q. 時間内に子どもを迎えにいけないのですが。

A. 夜9時までの延長が可能ですので、お迎えが遅れる場合にはご連絡ください。なお、延長料金が別途発生いたしますのでご了承ください。

Q. 電車の遅延など、交通機関のトラブルで迎えが遅れた場合は？

A. 通常の延長と同様、延長利用料が発生します。

Q. 必ず子どもを迎えにいかなくてはなりませんか？ きょうだいが迎えに行ってもいいですか？

A. お子様の安全上、原則として18時(4~9月)・17時30分(10~3月)以降のお迎えには、高校生以上の方がお越しください。一人帰り可の時間内でしたら、中学生以下のお子さんのお迎えでも構いません。

Q. 8月の料金には午前のお預かり料金も含んでいますか？それとも別途延長料金が発生するのでしょうか？

A. 基本保育時間8:30からの料金が含まれています。8月以外の長期休業を含む月に関しても同様に8:30からの料金が含まれています。8:30以前のお預かりに関しては別途延長料金が発生します。

事務手続きについて

Q. 入会方法は？

A. 入会説明会にご参加いただいた後、入会申込書を提出していただきます。入会決定後（審査有）、緊急引き取り者届に必要事項を記入・押印した上、ご提出ください。お子様に食物・薬・動物等のアレルギー、既往症などがある場合は、入会申し込み時にお申し出ください。所定の書面をご提出いただきます）入会は随時受け付けており、入会審査通過後、速やかにご利用いただけます。月中に入会する場合は、月会費をクラブの基準により日割り計算しますのでお問い合わせください。

Q. サービスの申込、キャンセル、変更方法は？

A. オプションサービス（夕食、延長、プログラム等）の申込、キャンセル、変更は原則として営業日の 12 時まで、長期休業・代休・昼食提供時は 8 時までご連絡ください。ご連絡がない場合には、ご利用があったものとみなして精算させていただいております。

Q. コース変更、曜日変更は？

A. コース変更は、ホームページ掲載の変更届を印刷し、前月 20 日（クラブの休業中の場合は前営業日）までにお申し出ください。登録曜日の変更は随時受け付けております。変更届をご提出ください。

Q. 会員情報の変更は？

A. ご登録いただいた情報（住所、電話番号、メールアドレス、保護者の方の連絡先、お子様の健康状況など）に変更が出た場合は、速やかにお申し出ください。

Q. 退会する場合はどのような手続きになりますか？

A. 退会日は月末となります。退会月の 20 日（休日、あるいはクラブの休業日の場合は前営業日）までに、指定の退会届に必要事項をご記入の上ご提出ください。

Q. 個人情報の取り扱いは？

A. 入会、サービス提供にあたりお預かりした個人情報は、事前に告知する目的に利用いたします。また、保有期間を過ぎた情報はクラブにて破棄いたします。特に告知のない個人情報につきましては、クラブの判断により適切な利用・保有・破棄に努めさせていただきます。

Q. 入会するまでにどの程度時間がかかりますか？

A. 時期により異なります。ご入会の可否のご連絡と併せて面談日時を決めさせていただきます。
その後、必要書類の提出、入会金を納めていただき完了となります。

Q. どのように入会を決めていくのですか？先着順ですか？

A. 審査のうえ選考いたします。

Q. 保育料の支払いが遅れた場合は？

A. 3 か月以上の滞納が発生した場合、クラブの利用をお断りさせて頂く場合がございます。

Q. 支払い方法は？

A. 入会金はお振込み、以降のお支払いは口座引き落としとなります。

危機管理について

Q. 交通機関に影響を及ぼすような大きな地震があった場合の対応はどうなりますか？

A. すすでにお預かりしているお子様につきましては、保護者様がクラブにお迎えに来られるまで責任をもってお預かりしますのでご安心ください。なお、学校からクラブに移動中に大きな地震が発生した場合などの対応について、ご家族で日ごろから確認しておくことをお勧めいたします。

Q. 大きな地震があった場合に、クラブが学校まで子どもを迎えに行くことは可能ですか？

A. 学校は耐震において一層安全な場所だと認識しております。また学校から移動することにより所在の不明や移動中の事故に遭遇する危険性がありますので、災害発生時の学校等へのお迎え依頼は原則としてお受けすることが出来かねます。ただし、保護者様、あるいは学校と協議のうえ、お子様の安全を第一に対応いたしますので、場合によってはお迎えにうかがう対応となることも想定されます。

Q. インフルエンザの流行などで学校・学級閉鎖になった場合、子どもを預かってくれますか？

A. 学校・学級閉鎖時の対象学級児童は、罹患状況に関わらずお休みをお願いしています。

Q. 不審者情報が出た場合などの対応はどうなっていますか？

A. 保護者へメール、電話等で連絡の上、保護者からの特別な指示がない限り、保護者によるお迎えまで原則室内にて待機します。なお、基本時間外のお預かりについては別途料金が発生しますのでご了承ください。

Q. 台風、暴風雨等による警報発令時の対応はどうなっていますか？

A. お預かり中に警報発令等があった場合は、保護者へメール、電話等で連絡の上、保護者からの特別な指示がない限り、保護者によるお迎えまで原則、室内にて待機します。基本時間外のお預かりについては別途料金が発生します。事前に警報発令等により学校が休校になってしまった場合等は、職員と児童の安全確保に最大限尽力しつつご要望に対応できるよう尽力いたします。基本時間外の利用料金については別途発生しますのでご了承ください。

Q. 避難場所はどこですか？

A. 非常災害時の指定避難場所は以下になります。

1. 一時避難場所：大久保公園
2. 地域防災拠点：桜岡小学校
3. 広域避難場所：久良岐公園

※状況に応じて緊急避難場所を「つばさ子どもクラブ・上大岡つばさ保育園」といたします。

安全について

Q. 日ごろのクラブ利用で注意点はありますか？

A. 利用当日のお子様の体調、健康状態に異変があると思われる場合は、必ず事前にご連絡ください。

Q. 登所後に子どもの体調が悪くなった場合はどうなりますか？

A. お子様ご利用中にけがまたは急病にかかった際は、原則として保護者さまにご連絡後、職員が付き添い医療機関まで速やかにお連れします。ただし緊急の場合は、保護者さまにご連絡前に、クラブ側の判断で医療機関にお連れする場合があります。診療にかかる費用は保護者様にご負担いただきます。また、体調不良、急病等による早退・欠席の場合、ご利用料金は返金いたしません。

Q. 必要に応じて薬を飲ませてもらえますか。

A. 原則として与薬は行いません。ですが、保護者様からの投薬指示がある場合は可能な限り対応いたしますのでご相談ください。

Q. けがをした場合は病院に連れて行ってもらえますか？

A. 擦り傷や切り傷などの簡単な応急処置はクラブで行います。医療機関での処置が必要と思われる場合は、原則として保護者さまにご連絡後、職員が付き添い医療機関まで速やかにお連れします。ただし緊急の場合は、保護者さまにご連絡前に、クラブ側の判断で医療機関にお連れする場合があります。診療にかかる費用は保護者様にご負担いただきます。なお、早退・欠席の場合でも、ご利用料金は返金いたしません。

Q. アレルギーがあるのですが。

A. 食物、薬、動物等に対するアレルギーや拒否反応がある場合は、必ず入会時にお申し出ください。また、入会後にアレルギーが発症した場合も会員情報変更届けにて遅滞なくご連絡ください。別途所定の書面をご提出いただきます。

幼児期にアレルギーがあったので一応気を付けている、など、所定の書面の提出がないご指示につきましては、クラブでは対応できかねます。

Q. 伝染病に感染した場合はどうしたらよいでしょうか？

A. 学校保健法の定める学校伝染病、もしくは伝染力の強い病気にかかっている場合には、医師の許可がおりるまで利用をお断りいたします。

Q. 障がいがあるのですが、入会できますか？

A. ご入会可能です。集団生活になりますので、保護者様とご相談の上決定させていただきます。

Q. 傷害保険へ加入をしていますか？

A. お子様が施設内もしくは施設外イベントに参加中、万一事故に遭われた場合に備えて、傷害保険に加入しております。この保険は会員の過失の有無にかかわらず保険金額の範囲内で補償するものです。

【お子様 1 名あたりの保険金額】

死亡・後遺障害保険金額	1,190 千円
入院保険金日額	1,500 円
通院保険金日額	1,000 円

Q. 保険請求の手続きはどのようになるのですか？

A. クラブが加入している保険が適用される場合は、こちらが用意する書面にご記入いただき、保険金請求手続きをさせていただきます。

利用料減免制度とは

つばさ子どもクラブでは、クラブを利用するのに経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

本減免制度について、令和3年度から減免の対象者の拡充を行います。つきましては、これまで減免の対象とならなかった方におかれましても本案内をご一読くださいますようお願いいたします。

減免の適用を希望される方は、次の説明をお読みのうえ、必要書類をご提出ください。

減免の対象となる方

以下の①～⑤のいずれかに該当する方が減免対象となります。

①横浜市就学援助を受けている方（令和3年度より新たに追加します。）

②生活保護世帯の方

③市民税所得割非課税世帯の方

④ひとり親世帯の方

⑤2人目以降のお子さんがいる方

減免金額

①月額2,500円（スタンダードコースのみ）

②利用料の9割

③利用料の半額

④利用料の半額

⑤第2子は月額5,000円、第3子は利用料の半額、第4子以降は利用料の9割

（すべてスタンダードコースのみ）

申請手続き

減免を希望される場合は、以下の表をご確認いただき、必要書類をご提出ください。（対象となる方によって提出書類や提出時期が異なります。）なお、②～⑤に該当する方につきましては、令和2年度までと必要書類や手続き方法は変わりません。

	①就学援助を受けている方	②生活保護世帯の方	③市民税所得割非課税世帯の方
提出書類	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【コピーしたもの】	保護証明書【原本】 又は 生活保護費支給証【写し】	以下のうちのいずれか1つ ・市民税・県民税課税(非課税)証明書【原本】 区役所税務課で取得することができます（1件につき300円がかかります）。 ・市民税・県民税税額決定・納税通知書【写し】 区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。 ・給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書【写し】 勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。
書類に関する留意事項	4月に当初申請をされた方は、7月下旬頃に学校より送付されます。 4月以降に支払われた利用料については、遡って減免が適用されます。（減免相当額は後日返金）	保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。（無料です。）	・減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なりますので、放課後児童クラブへお問合せください。 ・市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を確認するために、世帯全員の証明書をご提出ください。（祖父母、同居人等の同一住所の方についても提出してください。）
提出時期	学校から受理次第速やかに	クラブ申込時 又は 減免の適用を受けようとする時	クラブ申込時 又は 減免の適用を受けようとする時

なお、①～⑤のいずれかの要件を満たさなくなった場合については、必ずクラブにお申し出ください。虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

よくある質問

Q 就学援助を受けており、また、市民税所得割非課税世帯でもある場合は、どちらの証明書類を提出したらよいですか。

A 減免額が大きい市民税所得割非課税世帯に関する書類を提出してください。

ただし、今年度から新たに減免を受ける市民税所得割非課税世帯の方の提出書類は、申込時期によっては2回提出していただく場合がございます。また、就学援助を受けている方は、4月から書類を提出するまでの期間は利用料を全額お支払いしていただく必要がございますのでご承知おきください。

Q 就学援助を受けており、減免を受けようと思いますが、4月から「就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【コピー】」を提出するまでの期間は、利用料を全額払う必要がありますか。

A 4月から書類を提出するまでの期間の利用料については、全額お支払いが必要です。

7月に「就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【写し】」を提出していただいた場合は、減免相当額を返金いたします。

Q 「就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ」を紛失してしまいました。減免を受けるためには何を提出したらよいですか。

A 11月下旬頃に学校から送付される「支給についてのお知らせ」【コピー】を提出してください。

Q 市立以外の学校に通っており、「横浜市私立学校等就学奨励費」を受けている場合は減免の対象となりますか。

A 減免の対象となります。希望される場合は、12月頃に学校から送付される「私立学校等就学奨励費の審査結果及び支給についてのお知らせ【コピー】」を提出してください。

※国立・県立学校に在学の場合は、横浜市教育委員会から送付される「私立学校等就学奨励費の認定審査結果のお知らせ【コピー】」を提出してください。

Q 「個別支援学級就学奨励制度」により、就学奨励費を受給していますが、減免の対象となりますか。

A 対象とはなりません。なお、お子さんが横浜市立小学校の個別支援学級に通学しており、「就学援助制度」の認定を受けている場合は対象となりますので、「就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【コピー】」を提出してください。

Q 令和2年度まで、「寡婦（夫）控除をみなし適用した場合に市民税所得割非課税となる世帯」として減免を受けておりましたが、令和3年度からは減免の適用を受けることができないのですか。

A 令和3年5月末までは、令和2年度に市が発行した「横浜市寡婦（夫）控除のみなし適用通知書」が有効ですので、クラブに提出することで減免を受けることができます。

令和3年6月以降については、令和3年度分の「③市民税所得割非課税世帯の方が提出する書類」をご提出ください。また、就学援助を受けている場合は、「就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【コピー】」を提出してください。

Q 平成24年度実施の税制改正による扶養控除見直し前の旧税額計算を行うことで非課税となる世帯であり、令和2年度は減免の適用を受けておりましたが、令和3年度からは対象となりませんか。

A 対象となりません。「平成24年度実施の税制改正による扶養控除見直し前の旧税額計算を行うことで非課税となる世帯」を減免の対象とする取扱いは平成30年度末をもって廃止しました。（令和2年度末まで経過措置あり。）なお、令和3年度より新たに就学援助を受けている方を対象に減免制度を拡充しています。

午前預かりについて

指定校（桜岡・下永谷小学校）以外の学校の方

以下に該当する日の12：30以前からのご利用を、午前追加利用とさせていただきます。

利用日の2週間前までに、保護者専用ページの専用フォームより利用申込みをお願いします。

●桜岡・下永谷両校ともに学校給食が提供されている期間の午前利用

●その他、クラブが定めた日の午前利用

対象になるもの… 指定校児童の午前利用が無い日（指定校以外の学校独自の代休日など）

対象とならないもの… 暴風警報などの影響による臨時休校日・開港記念日・指定校の学年代休日など

基本時間		料金
午前追加利用	8：30～12：30	1,000円 ※1
延長料金	通常の延長と同じです	
昼食	通常の延長と同じです	

※1 通常の基本料同様減免の対象となります。スポットコースの方は適用されません。（通常の追加利用のみ適用）

コロナ禍でのきょうだい行事参加を想定した

土曜日午前預かりについて

こちらは2023年度3月末まで利用可となります。感染症の状況により期間を延長する可能性があります。

基本時間		料金
一日追加利用	土曜日 8：30～12：30	1,000円（スポットコースの方は プラス 500円）
延長料金	8：00～8：30/30分（12：30以降の延長はできません）	
昼食	提供できません	

※ひとり親世帯、市県民税非課税世帯は基本保育料から半額、生活保護世帯は、基本保育料から9割減免となります。（延長料は対象外・食事代等は実費を徴収）（重複する場合は一方のみの減免適用）

※連絡なく12：30以降まで利用された場合、昼食提供を行った上で、通常の一時利用料金の請求をさせていただきます。

利用条件：きょうだい児などの保育施設行事に伴い、預け先が必要な場合に限りお受けします。

経緯としまして、コロナ禍に入り運動会・発表会など、各行事のやり方も変わってきました。「保護者1名のみ参加可」のような、人数制限を行った上での開催をされるものもあります。こういった、きょうだいが入場できない行事の間だけの預かりは出来ないものか、という声を受け、この度急遽こちらの枠を設定させていただきました。

こちらは感染症の状況を考慮しての一時的な対応となります。2024年度4月以降は廃止する可能性があります。